

## 加工食品の原料原産地表示に関する検討会における議論の経緯

### 1. 概要

食品表示一元化検討会では、論点の一つとして、加工食品の原料原産地表示について議論を行った。この論点は、消費者基本計画において示された加工食品の原料原産地拡大の方針や、消費者委員会食品表示部会原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書を受けた消費者委員会からの意見において、次のとおり指摘されたことを受けて、個別課題としてとりあげたものである。

原料原産地表示拡大の進め方についての意見(平成23年8月12日)(抜粋)

「品質の差異」に着目するJAS法の制度下では、加工食品の原料原産地表示の拡大には一定の限界があることから、現在、消費者庁で進めている食品表示の一元的な法体系のあり方の検討の一環として、食品表示が消費者の商品選択に資するためのものであることを踏まえ、食品表示が何のためにあるのかといった根本的な意義について消費者・事業者等の意見を聞きつつ、幅広い議論を行い、新たに制定される法体系の下で、原料原産地表示の対象品目や選定方法を改めて設定されることを期待する。

前半の第1～6回検討会における議論を踏まえて取りまとめた「食品表示一元化に向けた中間論点整理」(平成24年3月5日公表)においては、複数ある論点のうちの論点4として、原料原産地表示拡大に関する考え方をまとめ、それを基に意見募集や意見交換会を実施した。

さらに、その後の検討会では、意見募集や意見交換会で寄せられた御意見を踏まえ、議論を進めたが、合意には至らなかった。

その経緯は、次のとおりである。

### 2. 検討会開始から中間論点整理まで

第1～6回の検討会において、加工食品の原料原産地表示の対象品目の選定の考え方について議論が行われた。その主な意見は、次のとおり。

- ・商品の実態を知りたいという消費者のニーズに対して、どのように応えるかという方向を探ることは当然のことである。
- ・より多くの製品に原料原産地を表示する場合、製品の表示作成者には正確な情報が仕入れ先から伝えられる必要がある。そのため、業者間取引を含めた全ての食品を対象にすべきである。
- ・国民の安全や健康を守るためにどのような役割を果たしているかを考えた時、原

料原産地表示を拡大という方向で進めていくことに疑問である。

- ・「拡大」の方向性には疑問がある。ただ単に「消費者の不安に応える」という理由で過剰な規制を行うのは慎むべきである。
- ・「原料原産地表示拡大」の方針の下に議論を進めるべきかどうか。消費者は原料原産地情報から何を求めているのか。安全に、命にどうかかわっているのか。「安全」を誤誘導するおそれがある。
- ・消費者は商品の品質を求めていると思われ、その品質を保つためには国産だけでなく、海外の原料を用いて一定の品質を保つ必要がある。しかし、原料の原産地が確実に分かっているものは少ないため、原料原産地表示の拡大は難しい。
- ・輸入中間加工品の原産国表示は、加工地の表示であり、原料の原産地を表示したものではないため、消費者が表示されている加工地が原料の原産地であると誤認するおそれがあり、難しい。
- ・国際的な視点をもって慎重に対応すべきである。

### 3. 食品表示一元化に向けた中間論点整理、意見募集及び意見交換会

検討会において議論された論点について、主な考え方や関連する意見を取りまとめ、「食品表示一元化に向けた中間論点整理」を取りまとめた。このうち、論点4として加工食品の原料原産地表示拡大についての考え方として6つの考え方を提示し、意見募集（平成24年3月5日～平成24年4月4日）及び意見交換会（平成24年3月23日）を実施した。

#### 論点4 加工食品の原料原産地表示の拡大についての主な考え方

- ①新たな食品表示制度の下でも、引き続き、従来の要件を基本に考える。
- ②義務表示品目を拡大するよりも、ガイドライン等を整備して、その対象を拡大する。
- ③原則、原料原産地表示を全ての加工食品に義務化するという姿勢に立って、それに向けた課題を解決する方法を検討する。
- ④現在、原料原産地の表示が義務化されているものについても、その必要性について改めて検討する。
- ⑤例えば、原材料に関する冠表示や強調表示をした場合については、その表示を消費者が商品選択の基準とすることが想定されるため、その原料原産地を表示させる方法を検討する。
- ⑥消費者が加工食品の原産地の表示を見て、原料の原産地も同様であると誤認しやすいような場合について、原料の原産地も併せて表示させることを検討する。

#### (1) 意見募集の概要

加工食品の原料原産地表示について寄せられた主な意見は以下のとおり。

意見内容	類似意見 件数
原料原産地表示をする品目の要件については、長い時間をかけて農水省・厚労省の表示共同会議の場でしっかり検討された考え方があり、それに従って検討していくべきである。今回の検討会でも、品目拡大を前提として議論するのはおかしい、という意見がほとんどである。	72件
原料原産地表示の拡大は、義務付けでなく、事業者の自主的取組を推奨する方向で行うことが適切。	81件
国際規格との整合性、原料の調達先や配合割合の頻繁な変更、食品の安全問題を誤誘導する等の問題があるため、義務化ではなく食品事業者の自主的取組に委ねるべきである。	29件
原則として全ての加工食品に原料原産地表示の表示義務を課すべき。	477件
原料原産地表示は増やすべきではない。	35件
原料原産地表示制度の存在意義に疑問を感じる。	28件
商品名やキャッチコピーに強調されて原料原産地が表示されているものに関しては、使用割合を併記させるなど措置を講ずるべき。	169件
加工食品の主な原材料の素性を知りたいというのは消費者の要望である。現行の制度では49%以下の原材料に輸入品が入っていても表示義務がないため、多くの消費者が国産と誤認して購入している可能性がある。	61件

## (2)意見交換会の概要

平成24年3月23日の中間論点整理に関する意見交換会で、原料原産地表示について出された意見は次のとおり。

- ①原則として全ての加工食品に原料原産地表示の表示義務を課すべき
- ②50%要件を撤廃すべき
- ③加工食品の多くは、複数の産地から原料を調達しつつ、調達先を頻繁に変更していること等から、原料原産地表示への対応は困難
- ④原料原産地の表示義務を輸入品には課さずに国内製造品のみ課すことは、国内の食品加工産業の空洞化を誘引する
- ⑤原材料の調達先の急な変更に対応して、包材を変更することは困難であるとともに、原料調達先変更により使用できなくなった包材はロスとなり、環境上の大きな負荷となる

## 4. 論点についての検討方向(たたき台案)以降の議論

検討会及び中間論点整理に対する意見のいずれにおいても、加工食品の原料原産地表示拡大についての考え方が大きく分かれたため、事務局から、加工食品の原

料原産地表示の義務付けの根拠を明確にした上で制度設計を行うという観点から、「論点についての検討方向(たたき台案)」において、次のような考え方を示した。

論点についての検討方向(たたき台案)(抜粋)

以上のような、これまでの拡大の経緯、消費者基本計画において示されている方向性等を踏まえれば、これまでの「品質の差異」の観点にとどまらず、原料の原産地に関する誤認を防止し、消費者の合理的な商品選択の機会を確保する観点から義務付けることとし、原料の品質が加工食品の品質に与える影響が明らかでなくても、消費者が当該加工食品の加工地(=原産地(国内))と原料の原産地が同じであると誤認しやすい商品については義務付けの対象とすることとしてはどうか。

これに対して、検討会委員から、具体的イメージが分からない等の意見があったため、再度、事務局から「新たな食品表示制度における加工食品の原料原産地表示についての方向感(案)」を提示した。

新たな食品表示制度における加工食品の原料原産地表示についての方向感(案)における義務化の具体的なイメージ(抜粋)

(1) 指定加工食品に原料原産地表示を義務付ける方式

ア 義務付けの根拠

国産の加工品については、製造業者名、販売業者名が付記されているところ、一般消費者が加工食品の表示をみて、加工食品の原産国(=加工地)が日本であると認識するにとどまらず、原料の原産地も日本であると認識(=誤認)する場合には、かかる誤認を打ち消すために、原料の原産地を表示する必要がある。

イ 指定のメルクマール

一般の消費者が加工食品の原産国と原料原産地が同じであると誤認してしまうのは、その加工食品が次のような特性を有する場合であると考えられ、これが指定のメルクマールとなる。

(ア) 一般消費者からみると、生鮮食品に調味、塩蔵、乾燥など簡単な加工行為を行っただけのものにみえるため、加工食品とその原料を同一視する傾向があるケース

(イ) 国産原料と海外原料の間に価格差があり、一般消費者側は、加工食品の価格にも原料の価格差が反映されるとみる傾向があるケース

ウ 義務付けの対象となる原料

原材料に占める重量の割合が最も多い生鮮食品(首位原料)

エ 義務付けの手続

例えば、加工度が低く、生鮮食品を主原料とする加工食品について、消費者、生産者、事業者等の関係者から、一般消費者が最終製品である加工食品の加工地と原料原産地が同じであると誤認する可能性が高いかどうか意見を聞き、可能性が高いと認められる品目を個別に指定する。

オ 現行要件との関係性

現行の選定要件にある品質の差異や重量割合の多寡(50%以上か否か)に限定されずに、対象品目の候補とできる。

(2) 指定加工食品のうち、一定の強調表示がされているものに原料原産地表示を義務付ける方式

ある程度加工度の高い食品であっても、国産の加工食品に、加工地の地名が積極的に表示されている場合には、その原料の原産地も日本であると誤認される可能性が高くなる。その誤認を打ち消すという新たな考え方で、原材料の原産地を表示する。

ア 特定加工地を強調して表示している食品

・例えば、A国産のりんごを使用しB県で加工(乾燥)した「りんごチップス」に「B県加工」と表示した場合、原材料であるりんごについて原産地である「A国産」を表示することとする。

イ 義務付けの手続

・例えば、特定の加工地を強調表示している加工食品について、(1)のエの手続に準じて、個別に指定する。

これに対し、各委員から種々の意見が出され、事務局が提出した原料原産地表示の義務付けの根拠として誤認という観点を取り入れるという考え方には、コンセンサスを得られなかった。